

工事請負契約におけるインフレスライド条項の適用について

寒川町工事請負契約書第 26 条第 6 項「インフレスライド条項」について、国及び神奈川県の運用に準じ適用とする。

1. 適用対象工事

- (1) 請求に際しては、残工期が基準日から 2 ヶ月以上あること。
- (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

2. 請求日及び基準日等の定義

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求日とすることを基本とする。また、請求があった日から起算して、14 日以内で発注者と受注者が協議をして定める日とすることも可とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

3. スライド協議の請求（事務手続きの流れ）

- (1) 発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。
- (2) 受注者は、インフレスライド条項適用の請求をする場合には、適用の可否や請求予定日（基準日）について、事前に監督員に相談すること。
- (3) 事務手続きの流れは、別紙 1「工事請負契約書第 26 条第 6 項に伴う実施フロー」を参照すること。

4. 請負代金額の変更

- (1) 賃金等の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の 100 分の 1 に相当する金額を超える額とする。
- (2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S(\text{増}) = [P2 - P1 - (P1 \times 1/100)]$$

この式において、S(増)、P1 及び P2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

S(増)：増額スライド額

P1：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P2：変動後(基準日)の賃金等を基礎として算出した P1 に相当する額

($P = \sum (\alpha \times Z)$ 、 α ：請負比率、 Z ：官積算額)

- (3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S(\text{減}) = [P2 - P1 + (P1 \times 1/100)]$$

この式において、S(減)、P1 及び P2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

S(減)：減額スライド額

P1：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P2：変動後(基準日)の賃金等を基礎として算出したP1に相当する額

($P = \Sigma (\alpha \times Z)$ 、 α ：請負比率、 Z ：官積算額)

- (4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。